

SPEC 2017 募集要項

1. 趣旨・目的

本学では、大学を世界や社会に通じた「窓」として位置づけ、その窓を開け、風通しをよくし、野生的で賢い学生を育てることが共通の夢であり、目標です。そのため、本学が歩むべき指針として「WINDOW 構想」を打ち出しました。本事業は、この構想を踏まえ、その理念に適い、本学のプレゼンスを世界に示すに相応しい学生の取り組みについて、卒業生や企業など社会から広く寄附を募って支援を行います。

本学の学生が、未知の世界に挑戦するプロセスを通じて、より一層逞しく成長することを願い、既存の価値観を超えた京大生らしい「おもしろい提案」がでてくることを期待しています。

2. 申請内容

- (1) 上記に記載の趣旨・目的を踏まえるとともに、学生の自由な発想に基づき未知の世界に挑戦する「京大生らしい」取り組みに関する計画を募集いたします。

これまでの学生生活における正課又は課外における学びを通じて、更なる飛躍を目指す挑戦的な目標を設定するとともに、その実現に資する具体的な計画を提案してください。

- (2) 本募集の対象となる取り組みについては、学術、文化、芸術、スポーツ、ボランティアなどキャンパスライフにおけるあらゆる活動を対象とし、留学期間中の活動など活動地域も国内外を問いません。ただし、クラス、ゼミ、公認団体等が行う通常の活動とみなされる取り組みは、対象外となります。そのほか、次に掲げる取り組みも対象外となりますのでご注意ください。

- ① 学外から補助金、助成金等が交付*されているもの ※ 奨学金の受給は除く。
② その他、公序良俗の観点から不適切なもの

- (3) 取り組みの実施期間については、最長3年間かつ個人で応募する場合の申請者又は団体で応募する場合の申請代表者の卒業（又は修了）年度の12月末日までとします。

3. 助成金及び助成制度のスキーム

- (1) 申請できる助成金の額（以下、「申請額」という。）は、原則上限50万円とします。上限額を超えて申請する場合は、経費を必要とする詳細な理由を申請書に記載してください。
- (2) 採択された取り組みについては、大学が募金活動を行い、集まった寄附金によって助成金が支給されます。そのため、実際に給付される助成金の額（以下、「給付額」という。）は、申請額を上限に寄附金額の範囲内となることをご承知おきください。
- (3) 寄附金が10万円を下回る場合は、給付額は10万円（申請額がこれを下回る場合は、申請額とする。）となります（差額は大学が負担します。）。
(4) 寄附金額が給付額を超えた場合は、この給付額を超える寄附金については、他の学生支援のための寄附として活用させていただくことを前提に寄附金募集を行います。申請者又は申請団体におかれても、その旨ご承知おきください。

4. 応募資格

- (1) 本学の学部又は大学院の正規課程の学生で、個人又は団体
- (2) 教員からの推薦があることが望ましい（必須ではありません）。
- (3) 募集年度において、京都大学通則第33条に規定する懲戒を受けている学生は、申請できません。

5. 応募と選考等

- (1) 申請受付期間 平成29年 8月21日（月）～平成29年 8月25日（金）
- (2) 提出書類 ① 申請書（別紙様式）

② プレゼンテーション資料（様式任意、A4横10頁以内）

③ 上記①②の電子媒体（USBメモリ又はE-mailにて提出）

※申請内容について問い合わせさせていただく場合があります。

・提出窓口 教育推進・学生支援部学生課総務掛（旧石油化学教室本館2F）

- (3) 選考スケジュール（予定）

・1次審査（書面審査）及び審査結果の通知 9月中旬

・2次審査（プレゼンテーション） 9月下旬

・最終審査結果の通知 10月上旬

・採択結果の発表会 11月上旬

注）申請件数が少ない場合、1次審査を省略する場合がございます。また、スケジュールについては、選考等の都合により変更となる場合がありますので予めご承知おきください。

- (4) 助成金の支給時期

11月上旬から寄附募集を開始し、助成金の支給は2月中旬頃を予定しております。

- (5) 採択件数

6件程度

6. 留意事項

- (1) 本助成金は、採択された取り組みの奨励を目的として給付する原則返還不要の資金であり、会計報告も原則必要ございません。ただし、進捗状況及び成果報告等において活動実態に疑義が生じた場合など、必要に応じて会計報告を求める場合があります。そのため助成金の使途については、説明責任が果たせるよう、領収書等の証拠書類は必ず保存しておいてください。なお、会計報告の求めに応じない場合や不適切な事例が判明した場合は、助成金の一部又は全額の返還を求める場合がありますので、ご留意ください。

- (2) 本助成金は、申請者（団体申請の場合は申請代表者）個人に給付される資金となります。そのため、他の一時所得（例えば、懸賞や福引きの賞金品、競馬や競輪の払戻金 など）と合算し、50万円を超えることになる場合、所得税等を課税される場合がありますのでご注意ください。

<参考> 国税庁ウェブサイト タックスアンサー No.1490 一時所得

URL: <https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1490.htm>



- (3) 本事業では、採択プランが実施されることを前提に寄附を募集します。寄附の状況によって給付額が申請額に届かない場合がありますが、採択後に給付を辞退して活動を中止することはできません。申請にあたっては、この条件をご了解のうえご申請願います。
- (4) 申請書の記載欄のうち「1」～「4」、「6」～「9」の記載内容及びプレゼンテーション資料については、本申請が採択された場合、寄附の募集及び広報を目的として、公表することになりますので、ご承知おきください。
- (5) 採択された個人又は団体については、採択結果発表会でのプレゼンテーション、寄附募集にかかるPR活動、事業終了時の成果報告など、京都大学の広報や寄附者への説明責任のための取り組みに、積極的に協力していただく必要がございます。これらの条件をご了承のうえ、申請を行ってください。

<お問い合わせ先>

【プランの募集、選考に関すること】

教育推進・学生支援部学生課総務掛

TEL : 075-753-2503

E-mail : spec@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

【助成金の支給、寄附募集活動等に関すること】

総務部渉外課基金室

TEL : 075-753-5562

E-mail : shougaikikaku5@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp